

## 附属編 交付対象事業及び国費の算定方法（抄）

東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）（以下単に「交付要綱」という。）第5条に規定する交付対象事業（国土交通省所管事業に限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第6条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

### 20 防災集団移転促進事業

#### 1. 定義

防災集団移転促進事業において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「移転促進区域」とは、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「集団移転促進法」という。）第2条第1項に規定する移転促進区域をいう。
- 2 「集団移転促進事業」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいう。
- 3 「住宅団地」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する住宅団地をいう。
- 4 「事業計画等」とは、集団移転促進法第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画及び東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第53条第8項の規定により定められたものとみなされた集団移転促進事業計画をいう。
- 5 「移転者」とは、集団移転促進法第3条第2項第2号に規定する移転者をいう。

#### 2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの（以下「公益的施設」という。）の用に供する土地を含む。3項、5－1項、3項、6－1項及び2項並びに別表の(1)欄及び(3)欄において同じ。）の用地の取得及び造成に関する事業（当該取得及び造成後に譲渡する場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該取得及び造成に要する経費の額以上となる場合を除く。）
- 2 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業
- 3 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設そ

の他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業

- 4 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業
- 5 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備（住宅団地内における共同作業所、共同加工所及び共同倉庫の設置に限る。）に関する事業
- 6 移転者の住居の移転に対する補助に関する事業
- 7 事業計画等の策定に関する事業

### 3. 交付金事業者

交付対象事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、集団移転促進法第6条第1項又は第2項の規定に基づき、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県とする。

### 4. 防災集団移転促進事業に係る基礎額

交付対象事業の基礎額は、別表に掲げるとおりとする。

### 5. 基礎額の特例

基礎額については、別表に掲げるもののほか次によるものとする。

- 1 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合における譲渡価額は、当該譲渡時における適正な時価を基準として算定するものとし、別表の(1)に掲げる事業の基礎額は、当該譲渡に係る額に4分の3を乗じて得た額を控除して算定した額（控除後の基礎額が零以下である場合には零とする。）とする。
- 2 交付対象事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認めるときは、別表に掲げるところにかかわらず、別に定めるところにより別表の(1)及び(3)に掲げる事業の基礎額を算定することができる。
- 3 別表の(3)及び(5)に掲げる事業の基礎額は、当該住宅団地の状況に応じ、これらに規定する限度額の合算額の範囲内で、これらの事業の基礎額を一括して算定することを妨げるものではない。
- 4 別表の(1)に掲げる経費における住宅団地の用地の取得に要する費用及び通常生ずべき損失の補償に要する費用並びに別表の(4)に掲げる経費における買取りに要する費用の取り扱いについては、本要綱に定めるもののほか「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）の定めを準用し、適正に運用するものとする。

## 6. 交付要件

本事業の交付に際する要件は、以下に掲げるものとする。

### 1 住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業

一 当該事業により取得し、又は効用の増加した土地を譲渡し（国土交通大臣が認める場合を除く。）、交換し、又は担保に供してはならないこと。

二 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合には、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認める場合に限り交付の対象とすること。

三 公益的施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に公益的施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とする。ただし、国土交通大臣が特に認める場合はこの限りでない。

四 公益的施設の用に供する土地の用地の取得及び造成に関する事業に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に公益的施設の整備に関する事項を定めること。

五 公益的施設の用に供する土地の取得及び造成を伴う事業については、公益的施設の用に供する土地の面積は住宅団地の面積の3割（当該住宅団地に適する公益的施設の規模を勘案して国土交通大臣が必要と認める場合は5割）を上限とすること。

### 2 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業

公益的施設の用に供する土地に係る当該施設の整備に関する事業に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に当該施設の整備に関する事項を定めること。

### 3 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業

一 移転促進区域内に所在するすべての住宅の用に供されている土地（現に住宅の用に供されている土地及び東日本大震災により滅失した住宅又は当該災害により損壊したため取り壊した住宅の用に供されていた土地等をいう。以下同じ。）を買い取ることを。

二 当該事業により取得した土地を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこと。

三 当該事業により取得した土地の区域を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域として、建築禁止である旨を条例で定めるとともに、当該区域に係る防災植林その他の措置を講ずること。

## 7. 適用除外

交付金を充てて集団移転促進事業を行う場合においては、防災集団移転促進事業費補助金交付要綱（昭和48年2月15日自治疎第4号）の規定は、適用しない。

## 別表

事業の区分		基 礎 額	備 考
(1)	住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業	<p>A i を適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）及び当該用地の造成に要する費用の合算額（住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用は、基準面積に1㎡当たりの単価（a地域にあつては35,800円、b地域にあつては32,100円、c地域にあつては28,800円、d地域にあつては25,100円、e地域にあつては20,500円、f地域にあつては15,800円に、それぞれ23,980円を加算した額。）を乗じて得た額を限度とする。）並びに当該用地の取得、使用又は造成により通常生ずべき損失の補償に要する費用の合算額とし、<math>\alpha i</math> を4分の3とする。</p>	<p>① 「適正な時価」とは、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参酌して交付金事業者が決定する価格をいう。</p> <p>② 「基準面積」とは、660㎡（ただし、住宅に係る敷地面積は330㎡とする。）に住宅団地入居戸数（当該住宅団地に移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積と公益的施設の敷地面積との合計面積とする。</p> <p>③ 「a地域」～「f地域」とは、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構の「マイホーム新築融資」における土地融資額の土地地域区分をいう。以下同じ。</p>
(2)	移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業	<p>A i を移転者に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が8パーセントを超える場合にあつては、年利率8パーセントとして算定した額とし、その額が移転者につき4,060,000円（住宅3,100,000円、住宅用地960,000円）（特殊土壌地帯等にあつては、7,080,000円（住宅4,440,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成580,000円））を超える場合にあつては、この額とする</p>	<p>「特殊土壌地帯等」とは、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された特殊土壌地帯、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進</p>

		。)を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額とし、 $\alpha i$ を4分の3とする。	に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。
(3)	住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業	<p>A i を次に掲げる公共施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数にa地域、b地域、c地域、d地域及びe地域にあつては3,198,000円、f地域にあつては3,581,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、<math>\alpha i</math>を4分の3とする。</p> <p>ア 住宅団地内の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。以下同じ。）及び当該住宅団地に取り付く道路</p> <p>イ 住宅団地に係る飲用水供給施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。）</p> <p>ウ 住宅団地内の集会施設</p> <p>エ 住宅団地内の広場</p> <p>オ 住宅団地に係る排水路、排水管及び集水槽</p> <p>カ アからオまでに掲げる施設以外の公共施設であつて特に必要と認められるもの</p>	
(4)	移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業	A i を宅地及び農地の買取りに要する費用（移転促進区域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定することとする。なお、住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要と認めるときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額を含むことができる。）と	「移転又は除却の工事等に通常要する費用の額」とは次に掲げる費用の合算額とする。 ア 移転料 イ 立木の移植相当額

		し、 $\alpha_i$ を4分の3とする。	
(5)	移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備に関する事業	$A_i$ を施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に1,243,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、 $\alpha_i$ を4分の3とする。	
(6)	移転者の住居の移転に対する補助に関する事業	$A_i$ を移転者の住居の移転に対する補助に要する経費（(4)に掲げる費用を除く。）として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が移転者につき、当該移転者が離農等をする場合にあっては2,372,000円、その他の場合にあっては780,000円を超える場合にあっては、これらの額）の合算額とし、 $\alpha_i$ を4分の3とする。	
(7)	事業計画等の策定に関する事業	$A_i$ を事業計画等の策定に係る以下の経費の合算額とし、 $\alpha_i$ を2分の1とする。 ア 現況測量 イ 現況調査 ウ 権利の調査及び評価 エ 基本設計 オ 施設建設敷地の設計 カ 公共施設等の設計 キ 資金計画作成 ク 環境アセスメント ケ アからクまでに掲げる経費以外で特に必要と認められるもの	